8 至工業所が處在する工事の閲算について 施工販所が混在すると、課題を実施所に運搬する費用や複数施所の交通機関等や れぞれの通販で発生するを、、課題は実施から少費用に機能もあるため、先過税定費・組織管理費を固 所能に知由する機能とする。 (2) 対象工事 施工販所が観度かり、施工服所が出地で工事を対象とする。なお、通常機能で 事等、当所契約において工事場所を制度で有ることが、ただし、これにより類い場合は接別 につ意できる。 (2) 工事風所の設定が協及び種類方法 (3) 施工業のが定じ場所を「機設計書」とし、その他の施工服所を「子設計書」と分類する。 (3) 主に成立成の大き、場面所で、機関が指導」とし、その他の施工服所を「子設計書」と分類する。 (4) 労務意、料料費等場合の地区認定は、施工服所は記念する。機上が理事の必要がよる。 (5) 共通金配金費・規修可能を受けるが、場合は、施工服所はに設定する。機上が項目のうち、施工服所は必要するの場合と対すなが、場合は、適工工事の他と大さい施工服所は設定する。機上が項目のうち、施工服所は分割できない場合は、適工工事の他と大さい施工規所は上計しする。 (5) 共通金配金費・規修可能要素ののでは、施工服所はに設定する。機上が項目のうち、施工服用に分析でありまない場合は、成立工事の機と大さい施工規所は上野上する。 (5) 実施を対象を受け、機能を対象を対象を対象を対象に対した。対は研究と対した機能と対して設定した機能と対して設定とした機能と対して設定といる。 (5) 実施を対象した機能と対して設定といる。 (5) 実施を対象した機能と対した機能と対した機能と対して設定といる。 (5) 実施を対象した機能と対して設定といる。 (5) 実施を対象といる。 (5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象となる。(5) 実施を対象となる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象となる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(5) 実施を対象といる。(6) 実施を対象を対象といる。(6) 実施を対象を対象といる。(6) 実施を対象といる。(6) 実施をいる。(6) 実施をいる。(6) 実施をいる。(6) 実施をいる。(6) 実施をいる。(6) 実施をいる。(6) 実施をいる。(6) 実施をいる。(6)	施工商所 れぞれの簡 所存に算出 (1) 対象 施工 下考慮 (2) 工事 1) 施 2) 主 3) 底 4) 労 5) 共 6) 共 6) 共 6) 大	所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそ 前所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を簡 出する積算とする。 設工事 に箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事を対象とする。なお、通年維持工 当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。ただし、これにより難い場合は個別 置できる。 事箇所の設定方法及び積算方法 塩工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。 上たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。) 数接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。 共通仮設費、現場管理費を単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。 共通仮設費、現場管理費及び場付同接費については、施工箇所毎に設定する。 共通仮設費・現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。 表述を設置する。 最上が項目のうち、 に箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。 設計技術費及び一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(以下、「通常の積算」)と 素とする。
####################################	Ren	接稿委託料は、「親設計書」に計上する。